

紹介手数料の返金

採用決定者が、自己都合による退職または採用企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、紹介手数料のうち、次の金額を依頼者に返金致します。

入社後 1 ヶ月未満	手数料の 8 0 %を返金
入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満	手数料の 5 0 %を返金
入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	手数料の 1 0 %を返金

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-317428

事業所の名称 Quicker株式会社

事業所の所在地 〒150-0045東京都渋谷区神泉町20番21号 クロスシー渋谷神泉ビル MID POINT渋谷
神泉 3-17